電動バイク充電環境促進事業(個人向け)助成金交付要綱

(制定) 令和7年4月24日付7都環公地温1046号

(目的)

第1条 この要綱は、電動バイク充電環境促進事業(個人向け)実施要綱(令和7年3月 26日6環気地第286号。以下「実施要綱」という。)第5 3に基づき、公益財団法人 東京都環境公社(以下「公社」という。)が東京都(以下「都」という。)の補助を受け 事務を執行する電動バイク充電環境促進事業(以下「本事業」という。)における助成 金(以下「本助成金」という。)の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ 確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるとおりとする。

(助成対象者)

- 第3条 本助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の条項に定める本助成金の交付対象となる機器(以下「助成対象機器」という。)を購入し、又は本助成金の交付対象となるバッテリーシェアリングサービス(以下「助成対象サービス」という。)を利用契約する実施要綱第4 1に掲げるものであって、税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けていないもの及び公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるものとする。ただし、リース事業者との間で助成対象機器に係るリース契約を締結した場合は、リース契約における使用者(以下「使用者」という。)が助成対象者となる。
 - 2 次に掲げる団体又は個人は、助成対象者としない。
 - 一 暴力団 (東京都暴力団排除条例 (平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」 という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
 - 二 暴力団員等 (暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)
 - 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象機器及び助成対象サービス)

- 第4条 助成対象機器及び助成対象サービスは、実施要綱第4 2で掲げる要件を満たすものであって、公社が別に定める機器及び公社が別に定める機器を利用する助成対象サービスであるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。
 - 一 助成対象機器が中古品であるもの。
 - 二 同一の助成対象機器等にて他の助成金の交付を受け本体価格又はサービスの基本料金 以上の助成金を受けるもの。
 - 三 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けるもの。
 - 四 販売促進活動(展示・試乗等)に使用するもの。
 - 五 助成対象者の自社製品等もしくは関係会社から調達したもの及び助成対象者が役員と して所属する法人の製品等であるもの。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費は、実施要綱第4 3に定める経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。ただし、助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費から当該補助金の額を控除した額を上限とする。

(本助成金の額)

- 第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 4及び次の各号で定める金額とする。
 - 一 助成対象機器に係る助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 二 助成対象サービスに係る助成金の交付額は、1か月当たり1,400円を上限とし、実績に応じて算定する。助成金の交付は別表1のとおり1年ごとに3年間行うこととし、各年の助成金の交付額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本助成金の交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、公社が別に定める期間(天災地変等申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間)に、第1号様式及び別表2に掲げる書類(以下「書類等」という。)を公社に提出するものとする。なお、当該書類等の提出は、助成対象機器においては購入日から、助成対象サービスにおいては契約日から起算して、いずれも1年以内とする。ただし、公社が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定による申請は、別表3で定めるいずれかの事業(以下「該当事業」という。)の交付申請とあわせて行うこととする。
- 3 第1項の規定による申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申請の受理を停止する。
- 4 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定する。
- 5 第1項の規定による交付申請を行った後、公社が第8条第1項又は第8条の2第1項 に基づく書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により申請者に対し申請内容の不備 等による是正を求めた場合、申請者は30日以内(天災地変等申請者の責に帰すことの できない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間)に申 請内容の不備等を是正するものとする。
- 6 助成対象者は、第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を、該当事業の申請手 続を代行する者に対して依頼することができる。
- 7 前項の規定による依頼を受けて交付申請に係る手続を代行する者(以下「手続代行者」という。)は、当該依頼を受けた手続を、誠意をもって実施するものとする。
- 8 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができる。
- 9 第1項の規定による申請は、助成対象機器又は助成対象サービスに係る助成対象経費のいずれかとし、重複して申請することはできない。

(助成対象機器に係る助成金の交付決定及び助成額の確定)

第8条 公社は、前条第1項の規定により助成対象機器に係る助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査や必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあっては交付すべき本助成金の交付額の確定を行う。

なお、前条第5項に基づく申請内容の不備等の是正が、申請者によって30日以内に 行われない場合、不交付の決定を行うことができるものとする。

- 2 公社は、前条第1項の申請をした助成対象者に対し、本助成金を交付する場合にあっては、助成金交付決定通知書(第2号様式その1)、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。
- 3 公社は、第1項の規定により本助成金の額を確定したときは、前項の交付決定の通知 を受ける助成対象者に対し速やかに本助成金を支払うものとする。

(助成対象サービスに係る助成金の交付決定、利用実績報告及び助成額の確定)

第8条の2 公社は、第7条第1項の規定により助成対象サービスに係る助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査や必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあっては交付額の上限額の確定を行う。

なお、第7条第5項に基づく申請内容の不備等の是正が、申請者によって30日以内 に行われない場合、不交付の決定を行うことができるものとする。

- 2 公社は、第7条第1項の申請をした助成対象者に対し、本助成金を交付する場合にあっては、助成金交付決定通知書(第2号様式その2)、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。
- 3 前項による通知を受けた助成対象者は、別表1で定める期間における助成対象サービスの利用実績について、別表1で定める期日(天災地変等申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間)までに、第8号様式及び別表4で定める書類により報告しなければならない。
- 4 実施要綱第4 2 (2)の要件を満たさなくなった場合及び電動バイク本体が別表3で定める処分又は移転に該当する場合、前項による報告は、要件を満たさなくなった日又は処分若しくは移転に該当した日の属する月までの利用実績について行うものとする。
- 5 公社は第3項及び前項の規定により利用実績報告を受けた場合は、当該報告の内容についての書類審査や必要に応じて行う現地調査等により、第1項で決定した交付の上限額の範囲内で、報告を受けた助成対象サービスの利用期間に係る本助成金の額の確定を行う。
- 6 公社は、前項の規定により本助成金の額を確定したときは、第2項の交付決定の通知 を受ける助成対象者に対し速やかに本助成金を支払うものとする。

(交付の条件)

- 第9条 公社は、第8条第1項又は前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者(以下「被交付者」という。)に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 本要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者 の注意をもって助成事業(助成対象事業に要する経費に関し、第8条第2項又は前条第 2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同

- じ。)により取得した財産(以下「取得財産」という。)を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- 二 助成対象サービスに係る本助成金の交付においては、前条第3項に基づく利用実績報告をすること。
- 二 公社が第12条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- 三 公社が第13条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第14条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第15条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 四 公社が利用状況に関するデータを求め、又は助成事業の適正な執行に必要な範囲において現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。なお、当該調査の結果は都へ提供を行う。

(申請の撤回)

- 第10条 被交付者は、第8条第1項又は第8条の2第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、第8条第2項又は第8条の2第2項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書(第4号様式)を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。
 - 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を都に報告するものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第11条 被交付者は、第8条第1項又は第8条の2第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。
 - 2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第12条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項又は第 8条の2第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがで きるものとする。
 - 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。

- 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- 四 交付決定を受けたものが、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- 五 その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したき。
- 2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知する ものとする。
- 4 本事業に係る都から公社への補助が終了したときは、第1項及び第3項中「公社」 と あるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(不正手続き等に対する措置)

- 第12条の2公社は、助成対象者又は手続代行者(以下本条において「助成対象者等」という。)が、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該助成対象者等に対し、次の措置を講じることができる。
 - 一 第8条又は第8条の2の規定による本助成金の不交付の決定、前条の規定による交付決定の取消し、次条の規定による本助成金の返還請求及び第14条の規定による違約加算金の請求
 - 二 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、当該事業等における助成の対象外とすること。
 - 三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

(本助成金の返還)

- 第13条 公社は、被交付者に対し、第12条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 2 被交付者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期限までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
 - 3 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還 報告書(第5号様式)を提出しなければならない。
 - 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第15条第1項の規定による 延滞金を請求した場合に準用する。
 - 5 本事業に係る都から公社への補助が終了したときは、第1項から第3項中「公社」と あるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

- 第14条 公社は、第12条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た違約加算金を請求するものとする。
 - 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への補助が終了したときは、前2項中「公社」とあるのは 「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

- 第15条 公社は、被交付者に対し、第13条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95 パーセントの割合を乗じて得た延滞金を請求するものとする。
 - 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への補助が終了したときは、前2項中「公社」とあるのは 「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(他の助成金等の一時停止等)

- 第16条 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、 違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務、又は事 業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交 付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。
 - 2 本事業に係る都から公社への補助が終了したときは、前項中「公社」とあるのは 「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(処分の制限)

第17条 被交付者は、取得財産(助成事業により取得し、又は効用を増加した財産。以下同じ。)を処分(本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供すること。以下同じ。)しようとするときは、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、処分制限期間である3年を経過した場合、または助成対象サービスを解約した場合については、この限りでない。

なお、電動バイク本体が別表3で定める処分又は移転に該当するときは、電動バイク 本体で使用する助成対象機器についても処分しようとするときに当たるものとする。

- 2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書(第6号様式)を公社に提出しなればならない。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに第1項の承認をすること又はしないことを決定するものとし、当該決定の内容を、当該申請をした被交付者に対し、速やかに通知するものとする。
- 4 公社は、前項の決定において、第1項の承認を行う場合にあっては、前項の規定による通知を、取得財産等処分承認書(第7号様式)により、行うものとする。
- 5 公社は、公社が必要と認める場合は、被交付者に対し、助成金等交付財産の財産処分 承認基準(平成26年4月1日付26都環公総地第6号)第32に定める方法により算 出した返還額(以下「返還金」という。)を請求するものとする。
- 6 被交付者は、前項の規定による返還金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 7 本事業に係る都から公社への補助が終了したときは、前6項中「公社」とあるのは 「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

- 第18条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備 しなければならない。
 - 2 被交付者は、前項の書類について、第8条第1項の規定により公社が本助成金の交付 決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から3年間保存しなければならない。 ただし、第8条の2第5項の規定により額の確定をした場合は、当該額の確定をした日 の属する公社の会計年度の終了の日から3年間保存しなければならない。

(調査等)

- 第19条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、本事業に関する報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。
 - 2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への補助が終了したときは、第1項中「公社」とあるのは 「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(個人情報等の取扱い)

- 第20条 公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者に係る個人情報及び企業活動上の 情報(以下「個人情報等」という。)については、本事業の目的を達成するために必要 な範囲において、都に提供することができる。
 - 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者の個人情報等については、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第21条 次の各号に掲げる本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理 組織を使用する方法により行うことができる。
 - 一 第7条第1項及び第5項の規定に基づく本助成金の交付申請
 - 二 第8条の2第3項の規定に基づく利用実績報告
 - 三 第17条第2項の規定に基づく取得財産等処分の承認申請

(その他必要な事項)

第22条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な 事項は、公社が別に定める。

附 則(令和7年4月24日付7都環公地温第1046号) この要綱は、令和7年4月24日から施行する。

別表1 助成対象サービスにおける助成金の額及び利用実績報告期限

	1年目	2 年目	3年目
助成金の	契約日の属する月から	契約日の属する月から	契約日の属する月から
額	起算して 12 か月目まで	起算して 13 か月目から	起算して 25 か月目か
	の基本料金を合算した	24 か月目までの基本料	ら 36 か月目までの基
	額	金を合算した額	本料金を合算した額
利用実績	契約日の属する月から	契約日の属する月から	契約日の属する月から
報告期限	起算して 12 か月目の	起算して 24 か月目の	起算して 36 か月目の
	翌々月末まで	翌々月末まで	翌々月末まで

別表2 交付申請にかかる書類

No.	申請書類			
助成対象機器の購入の場合				
	助成対象機器の購入に係る契約書、請求書又は注文書(本体価格	コピー		
1	【税別】を確認できるもの)			
	※ リースの場合はリース契約書を提出すること。			
2	助成対象機器の購入代金に係る領収書	コピー		
2	※ リースの場合は不要	764		
3	専用充電器の保証書等(製品番号等が明記されているもの)	コピー		
助成対象サービスを契約した場合				
	助成対象サービスの契約に係る書類やマイページの写し			
4	(サービスの基本料金【税別】及びサービスの利用開始日を確認	コピー		
	できるもの)			
共通				
5	その他公社が必要と認める書類			

別表3 合わせて申請が必要な該当事業

申請対象事業	処分又は移転の定義
電動バイクの普及促進事業(個人向け)実施要	電動バイクの普及促進事業(個人向
綱(令和5年3月22日4環気地第220号)に	け) 交付要綱(令和5年4月27日付5
基づく事業	都環公地温第 461 号)第 17 条第 1 項
	に定める処分又は移転

別表4 利用実績報告にかかる書類

No.	申請書類	備考
1	契約期間を確認できる書類もしくはマイページの写し	

2	月ごとの基本料金【税別】がわかる書類	
	※マイページにおける料金金額が記載された箇所の写しなど	
3	2の料金の支払いに係る書類。	
	※領収書の写し、クレジットカードの支払明細、銀行口座の入出金明細書	
	などで該当の支払がなされていることがわかるもの。	
4	その他公社が必要と認める書類	